

議 第 12 号

ケアラーを支えるための基本的な考え方を
整備し、支援する制度を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担は、肉体的・精神的な疲弊にとどまらず、経済的困窮や学業・就業の機会喪失など、生活のあらゆる側面に深刻な影響を及ぼしており、本人や家族の努力だけで解決できるものではないことから、社会全体で取り組むべき課題となっている。

とりわけ近年、ケアラーの多様な形態が顕在化しており、ヤングケアラー、ワーキングケアラー、高齢ケアラーなど、その立場や年齢、就労の有無を問わず、誰もが当事者となりうる状況にある。

しかしながら、現行の制度は、介護や子育てといったケアを必要とする人に応じた支援が中心となっていることに加えて、地域や自治体によって差が生じていることから、ケアラー本人に着目した包括的な支援の仕組みの構築が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、ケアラー一人ひとりが尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 ケアラー支援の基本的な考え方を明確にし、国、地方公共団体、事業者及び関連機関が連携して支援を行う体制を整備すること。
- 2 実態把握調査、相談支援、情報提供等を一体的に推進するとともに、分野横断的な法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的かつ継続的に実施できるよう、必要な財政措置を講ずること。
- 4 ケアラー支援の重要性について国民の理解を深めるため、普及啓発の充実を推進すること。